

## 小牧市障害者自立支援協議会設置要綱

〔 18小福第1507-12号  
平成18年10月1日 〕

### (設置)

第1条 地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場として、小牧市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会において所掌する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域社会資源の開発、改善
- (5) 相談支援事業機能強化事業等の活用に関する協議
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成する。

2 委員の任期は2年とする。

3 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

4 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるときその職務を代理する。

### (委員会)

第4条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、困難事例や権利擁護等の分野別に協議する委員会を設けることができる。

### (召集等)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

2 協議会は、必要があるときはその都度関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (運営)

第6条 協議会の設置主体は、小牧市とする。ただし、常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に運営を委託することができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。